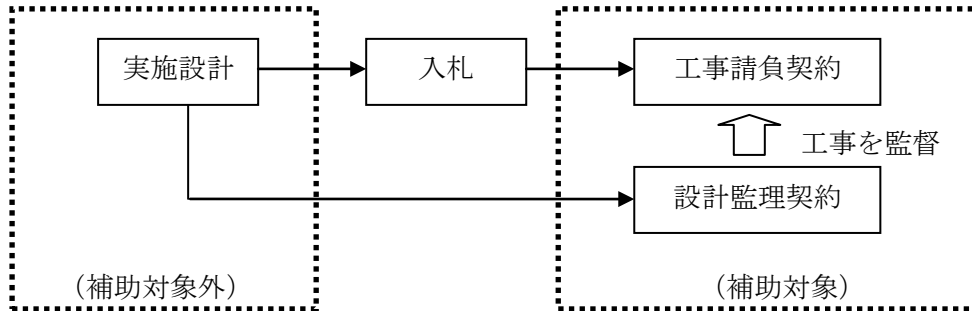


## 参考

### 補助工事の実施方法と留意点

#### I スプリンクラー整備工事

##### 1 実施方法



- (1) 実施設計は、設計事務所にご相談ください。
- (2) 実施設計を委託する設計事務所が決定した場合は、実施設計の作業にかかる前に、市も交えた打合せ機会を設定してください。(市から設計事務所に補助事業の留意点を説明。)
- (3) 入札は一般競争入札、公募型指名競争入札、指名競争入札の中から選択してください。指名競争入札の場合は鳥取市の入札参加資格者名簿の中から5者以上選定し、入札執行してください。(詳しくは申請事務等の手引き〔建設工事編〕を参照)
- (4) 工事請負契約は、透明性及び公正性の確保に努め、発注者及び入札参加者とも、いやしくも契約の正当性に対して疑念を抱かれるような行為を行わないよう注意してください。もし、談合等の不適切な契約と疑われる事象が認められた場合は、市で調査を実施するとともに、公正取引委員会、鳥取県又は厚生労働省に通報することがあります。
- (4) 設計監理を委託する設計事務所には、工事監督業務や設計変更への対応など、委託契約に基づき設計監理業務を確実に履行するよう指導してください。

##### 2 留意点

- (1) 鳥取県介護基盤緊急整備事業補助金交付要綱第3条第3項において「補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない」とされているため、発注に当たっては県内事業者との契約に努めてください。もし、県内事業者への発注が困難である場合は、補助金申請希望書に理由書(任意様式)を添付して提出してください。
- (2) スプリンクラー工事にあわせて、スプリンクラー工事と直接関係しない内容の工事(内装の模様替え等)も一体的に施工する実施設計とする場合は、実施設計においてスプリンクラー整備部分(補助対象部分)とその他工事部分(補助対象外部分)を明確に分離記載した設計書としてください。(工事請負金額を直接工事費で按分し、補助対象経費を算定するため。)

詳しくは設計委託をされる設計業者を通じて市にお問い合わせください。

(例) 直接工事費按分で補助対象経費を算定

○実施設計の直接工事費

最低限のスプリンクラー工事部分 10,000,000 円①

上記以外のその他工事部分 5,000,000 円

直接工事費 計 15,000,000 円②

○工事請負金額 19,500,000 円×①÷②=13,000,000 円・・・補助対象経費

(3) 複合施設のスプリンクラー工事は次の点に留意してください。

共有部分の面積を含めて施工する場合、補助金は㎡単価による支援となることから、対象面積となる部分を適切に分けることが必要となります。

その取扱いは、原則として、専有部分の面積比による按分とし、対象面積は共有部分の合計を対象施設専有面積と施設全体面積の比率で割り戻して、対象施設分の共有面積を確定させた上で、専有部分と加えて得た面積となります。

[1] 共有部分の有無と面積（玄関や廊下、階段やエレベーターなど）を平面図等の図面から確認を行ってください。

[2] 面積比按分により、対象施設に含められる共有面積を算定する。

●面積按分の仕方

【例】建物全体の総床面積(3階建て) 984.60㎡

[うち、補助対象外面積(1階建物内駐車場)100㎡あり]

1階：屋内駐車場	100.00㎡ (補助対象外部分)
デイサービス	228.20㎡ (補助対象外施設)
2階：グループホーム	192.80㎡ (補助対象外施設)
小規模多機能型居宅介護事業所	135.40㎡ (対象施設)
3階：グループホーム	328.20㎡ (補助対象外施設)
① デイサービスの専有	204.60㎡
② グループホームの専有	495.80㎡
③ 小規模多機能型居宅介護事業所の専有	117.30㎡
⇒ 専有の合計 (①+②+③=)	817.70㎡

建物全体の総床面積 984.60㎡ - 除外部分 (駐車場) 100.00㎡  
 - 専有面積の合計 817.70㎡ = 66.90㎡ が全体の共有面積  
 (この全体の共有面積の中に、玄関や廊下、E V等の共有部分が含まれている)

小規模多機能型居宅介護事業所の共有部分の面積比按分

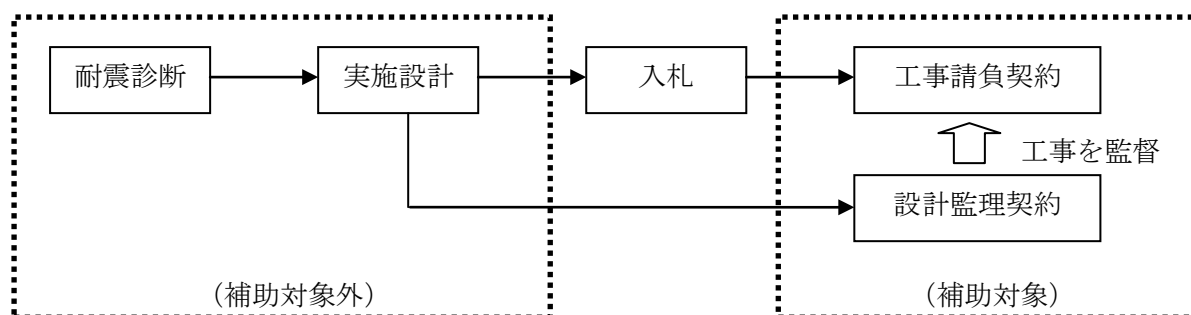
66.90㎡【共有合計】 ×  
(117.30㎡【小規模専有】 ÷ 817.70㎡【専有合計】) = 9.60㎡  
小規模多機能型事業所の専有 117.30㎡ + 共有 9.60㎡ = 126.90㎡  
小数点以下第1位四捨五入 ⇒ 127㎡

[3] 算定に当たっての留意点は次のとおりです。

- ① 複数の施設種別が併設する場合、面積比に依らず、単純に施設種別数で割って共有面積を算定することは不可。(例示では 66.90㎡ ÷ 3箇所、1/3 を一律に個々の共有面積として取り扱うことは認められません。)
- ② この補助制度は㎡面積単位の支援であり、会議室等の設備を使う使用頻度や施設定員数で按分することも認められません。
- ③ 共有部分の按分をしないまま、全ての面積を対象部分とすることも認められません。  
(後日、発覚した場合は返還対象となります。)
- ④ なお、共有部分算定が確定できない場合、事業所の判断で専有部分のみとすることは差し支えありません。

## II 耐震化工事

### 1 実施方法



- (1) 耐震診断と実施設計は、設計事務所や耐震診断可能な事業所にご相談ください。
- (2) 実施設計を委託する設計事務所が決定した場合は、実施設計の作業にかかる前に、市も交えた打合せ機会を設定してください。(市から設計事務所に補助事業の留意点を説明。)

- (3) 入札は一般競争入札、公募型指名競争入札、指名競争入札の中から選択してください。指名競争入札の場合は鳥取市の入札参加資格者名簿の中から5者以上選定し、入札執行してください。(詳しくは申請事務等の手引き〔建設工事編〕を参照)
- (4) 工事請負契約は、透明性及び公正性の確保に努め、発注者及び入札参加者とも、いやしくも契約の正当性に対して疑念を抱かれるような行為を行わないよう注意してください。もし、談合等の不適切な契約と疑われる事象が認められた場合は、市で調査を実施するとともに、公正取引委員会、鳥取県又は厚生労働省に通報することがあります。
- (4) 設計監理を委託する設計事務所には、工事監督業務や設計変更への対応など、委託契約に基づき設計監理業務を確実に履行するよう指導してください。

## 2 留意点

- (1) 鳥取県介護基盤緊急整備事業補助金交付要綱第3条第3項において「補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない」とされているため、発注に当たっては県内事業者との契約に努めてください。もし、県内事業者への発注が困難である場合は、補助金申請希望書に理由書(任意様式)を添付して提出してください。
- (2) 耐震化事業は、耐震診断により耐震性が不足していると判定されたもの(木造I<sub>w</sub>値が1.0未満、木造以外I<sub>s</sub>値が0.6未満)を補助対象としますが、補助事業による耐震改修は、耐震性を最低限確保する内容の実施設計としてください。もし、この機会に最低限の耐震性を確保するだけでなく、一層の耐震化を図ることとする場合は、実施設計において最低限の耐震化工事部分(補助対象部分)と上乘せ耐震化工事部分(補助対象外部分)を明確に分離記載した設計書としてください。(工事請負金額を直接工事費で按分し、補助対象経費を算定するため。)

詳しくは設計委託をされる設計業者を通じて市にお問い合わせください。

(例) 直接工事費按分で補助対象経費を算定

○実施設計の直接工事費

最低限の耐震化部分 10,000,000 円①

上乘せ耐震化部分 5,000,000 円

直接工事費 計 15,000,000 円②

○工事請負金額 19,500,000 円×①÷②=13,000,000 円…補助対象経費

- (3) 耐震化工事にあわせて、耐震化と直接関係しない内容の工事(内装の模様替え等)も一体的に実施する実施設計とする場合は、上記に準じて、実施設計において耐震化工事部分(補助対象部分)とその他工事部分(補助対象外部分)を明確に分離記載した設計書としてくだ

さい。(工事請負金額を直接工事費で按分し、補助対象経費を算定するため。)

詳しくは設計委託をされる設計業者を通じて市にお問い合わせください。